

懲 戒 処 分 書

被処分者

事務所 福岡県八女郡広川町大字新代1677番地の1
職・氏名 土地家屋調査士 野村秀機
生年月日 昭和□年□月□日生

上記の者に対し、次のとおり処分する。

主 文

土地家屋調査士法第42条第2号の規定により、平成28年6月28日から1か月の業務の停止に処する。

処分の事実及び理由

第1 処分の事実

- 1 土地家屋調査士野村秀機（以下「被処分者」という。）は、昭和□□年□□月□□日、土地家屋調査士となる資格を取得し、昭和□□年□□月□□日福岡第□□号をもって福岡県土地家屋調査士会の登録を受け、上記肩書きにおいて土地家屋調査士業務に従事している者であるが、次に掲げるとおり土地家屋調査士法（以下「法」という。）及び福岡県土地家屋調査士会会則（以下「会則」という。）に違反する行為を行ったものである。
- 2 平成□□年□□月頃、被処分者は、□□□□及び同所□□番□の土地（以下「本件土地」という。）とその付近の土地を賃借している□□□□（以下「依頼者」という。）から、□□の敷地内における水路の用途廃止等の依頼を受け、本件土地付近の多数の境界確定のため、立会いを行った。
- 3 平成□□年□□月頃、被処分者は、依頼者から用途廃止等の作業に伴い、本件土地の地目変更登記を依頼された。

被処分者は、本件土地の所有権登記名義人である「□□□□」（以下「登記名義人」という。）を「□□□□」と誤認していたため、依頼者に対して「□□□□」の住所を確認したが、不明であった。そこで、被処分者は、複数回にわたり、登記記録上の登記名義人の住所に

出向いたが、登記名義人の所在を確認できず、また、その他の方法により登記名義人の所在を確認しなかった。

- 4 平成□年□月□日、被処分者は、登記名義人に対し本人確認及び登記申請意思の確認を行うことなく、□法務局□支局に対し土地地目変更登記申請（以下「本件申請」という。）を行い、登記を完了させた。
- 5 被処分者は、本件申請に際し、添付書類である委任状に登記記録上の登記名義人の住所及び氏名を「□」と記載した上、事務所で保管する「□」の印鑑を自ら押印した。

また、被処分者は、本件申請の添付情報である不動産調査報告書の「本人（申請意思）確認の方法」欄に、「現地にて口頭確認」と虚偽の記載をした。

第2 処分の理由

- 1 以上の事実は、当局及び福岡県土地家屋調査士会の調査並びに被処分者の供述から明らかである。

土地家屋調査士が登記申請を受任する際は、登記の申請を担保するため、委任者の本人確認及び登記申請意思確認を行う職責があるが、被処分者はこれを怠った。

さらに、被処分者は、本件申請書の添付書類である委任状を自ら作成して押印し、登記名義人の立会いがないにもかかわらず、不動産調査報告書には、登記名義人に口頭確認した旨の虚偽記載をした。

被処分者のこれらの行為は、法第2条（職責）、法第23条（虚偽の調査、測量の禁止）、法第24条（会則の遵守義務）、会則第87条（品位保持等）、会則第88条（会則等の遵守義務）及び会則第92条（業務の取扱い）の各規定に違反するものである。

- 2 しかしながら、被処分者は、これまで開業以来37年余りにわたり、懲戒処分を受けたことがなく、今回の事案の発生を真摯に受け止め、当局の聴取に対しても誠実に供述するなど、しん酌すべき事情も見受けられる。

よって、これら一切の事情を総合的に考慮し、主文のとおり処分する。

- 3 この処分に対して不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができる。

なお、この処分につき、取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）提起しなければならない（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができない。）。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内、又は当該裁決の日の翌日から起算して1年以内に提起しなければならない。

平成28年6月28日

福岡法務局長

